

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	1 持続的養殖生産推進事業費	養殖実態調査並びに研修会等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 熊本県漁業協同組合連合会	対象経費の100分の50以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業種目のそれぞれの30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	2 安全安心な養殖魚づくり事業	適正養殖業者認証審査会の運営等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業協同組合連合会	対象経費の2分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	3 水域環境クリーンアップ事業	海岸清掃に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業協同組合連合会	対象経費の10分の10以内 (上限1,658千円)	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	4 水産多面的機能発揮対策事業(活動支援事業交付金)	地域協議会が活動組織(あさりの増殖等を目的とした干潟等の保全を行う場合、外国産のアサリの蓄養が行われている共同漁業権漁場内で活動する活動組織は除く。)に対して交付する保全活動支援事業交付金に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県水産多面的機能発揮対策協議会	対象経費の100分の16以内	事業内容の主要な部分の変更	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	5 漁民の森づくり事業	(1) 植栽、下刈り、間伐、枝打ち、つる切りの森林整備作業に要する経費 (2) 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修に要する経費 (3) 海岸等の清掃に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 熊本県漁業協同組合連合会 【事業主体】 熊本県漁業協同組合連合会 漁業協同組合 漁業者等の組織する団体 (ただし、非営利団体としての規約等があり、総会が開催されていること) なお、海岸等の清掃を行うことができる団体は、水とみどりの森づくり税関連事業(上下流連携森林整備促進事業及び水とみどりの森づくり活動支援事業)により植栽等を実施した団体又は実施しようとしている団体であること	・2,000千円以下は100分の100 ・3,000千円以下の2,000千円を超える分は100分の70 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助率は上記補助率と同じとする	①補助金額の増 ②補助金額の30%を超える減 ③事業主体の変更 ④補助対象活動の新設又は廃止 ⑤新たな機械・器具の購入(単価が3万円以上のもの)又は新たな委託	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(4) 熊本県漁業協同組合連合会が、上記(1)から(3)の経費に対して補助する場合における事務及び指導等に要する経費								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	6 浜の活力再生加速化支援事業	1 浜の活力再生加速化支援事業 各地区の「浜の活力再生プラン」に掲げる以下の取組みに要する経費 (1) 国庫補助事業に取り組む場合において、その対象とならない漁業コスト削減や、水産物の価格向上など経営体質の強化を図る取組みに要する経費 (2) 広域浜プランの策定とその取組みの実施に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) 地域水産業再生委員会、広域水産業再生委員会 (2) 広域水産業再生委員会	(1) 対象経費の2分の1以内 (2) 対象経費の2分の1以内(上限500千円)	1 事業内容の主要な部分の変更 2 補助金額の増又は30%を超える減	無	要	[実績報告] 事業完了時	事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 浜の活力再生交付金事業 浜の活力再生プランを推進するために必要な水産業共同利用施設の整備に要する経費		市町村 漁業協同組合 熊本県漁業協同組合連合会 水産業の発展を目的とする団体又は法人	対象経費の10分の5以内				1 事業内容の主要な部分の変更 2 補助金額の増又は30%を超える減	否

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	6 浜の活力再生加速化支援事業	3 水産業共同利用施設整備交付金事業 共同利用施設の整備・改修等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 漁業協同組合 熊本県漁業協同組合連合会	事業費の3分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする	1 事業内容の主要な部分の変更 2 補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	7 未来の漁村を支える人づくり事業	<p>新規漁業就業者の確保定着に向け、地域の仕組みづくりを支援するとともに、漁業就業者の定着に向けた取組に要する経費</p> <p>(1) 新規就業者育成支援 新規漁業就業者の受入体制整備や漁業体験等の受入れのための実践活動に要する経費</p> <p>(2) マッチング支援 国等の研修事業の開始前に、新規就業希望者と漁業種類、指導漁業者、漁村生活とのマッチングを支援する取組に要する経費に対して、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(3) 着業後のフォローアップ研修支援 営漁計画認定者に対して漁業技術の習熟、複数漁業による経営安定に向けた実践研修を支援する取組に要する経費に対して、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(4) 漁船のリースによる支援 漁業協同組合が、新規漁業就業者との間でリース契約を締結することを前提に、新規漁業就業者の経営開始に必要な漁船を取得するための経費</p> <p>(5) 漁業経営発展支援 就業後 10 年以内の漁業者が、経営改善を目的として、新たな漁業への参入や販路拡大等の取組みに要する経費</p> <p>(6) 漁業就労環境改善支援 就労環境改善を目指す漁業者が、作業負担軽減のためのアシストスーツの導入に要する経費。</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで</p>	<p>(1) 市町 熊本県漁業就業支援協議会</p> <p>(2)、(3) 【補助事業者】市町 【事業主体】漁業協同組合</p> <p>(4)、(6) 漁業協同組合</p> <p>(5) 市町</p>	<p>(1) 市町：補助対象経費の 1/2 以内 熊本県漁業就業支援協議会：定額</p> <p>(2)、(3) 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする</p> <p>(4) 補助対象経費の 1/2 相当額の 1/2 以内（上限：漁船 1,000 千円）</p> <p>(5) 補助対象経費の 1/2 以内（上限：500 千円）</p> <p>(6) 定額</p>	<p>1 事業内容の主要な部分の変更 2 補助金額の増又は 30%を超える減</p>	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	8 有明海・八代海再生事業	八代海におけるクルマエビ等のエビ類の共同放流事業に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県栽培漁業地域展開協議会	対象経費の2分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	9 さかなを守り育む豊かな海づくり事業	1 共同放流事業 (1) 栽培漁業地域展開協議会の活動に要する経費 (2) 資源造成型栽培漁業の実践に要する経費 (種苗の購入・中間育成・放流・調査等に要する経費)	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県栽培漁業地域展開協議会	対象経費の2分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業種目のそれぞれの間の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 活力ある漁船漁業推進事業 資源管理計画を策定した漁業者等が行う豊かな海づくりの活動に要する経費		漁業協同組合、漁業者グループ、市町村	対象経費の2分の1以内 (上限 425 千円 / 計画)	事業内容の主要な部分の変更	無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	10 赤潮対策事業費	赤潮早期対策事業 漁業者が赤潮初期発生海域で実施する防除 作業に要する経費	4月1日 から事業 完了の日 又は3月 31日ま で	【補助事業者】 熊本県海水養殖漁業協同組合	定額	① 事業内容の主要な部 分の変更 ② 事業費の30%を超え る増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の 日から起算 して1か月を 経過した日 又は3月31 日のいずれ か早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	11 くまもとの魚海外市場ターゲット拡大事業	県産水産物の輸出拡大に向けた産地での仕組みづくりと販路拡大を図る取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県水産物輸出促進協議会	対象経費の2分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 補助金額の増又は30%を超える減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	12 県産あさり流通推進事業	県産あさりの産地偽装を防ぐ「熊本モデル」の運用に要する経費 (1) 流通監視に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業協同組合連合会	(1) 2分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	13 新たな稼げる 養殖業推進事業	1 カキ類養殖生産効率化支援 新たな養殖手法の導入（バスケット等）に係る経費を支援	交付決定の日又は 交付決定前着手承認の日から 事業完了の日又は 3月31日まで	【補助事業者】 漁業協同組合 【事業主体】 養殖業者、漁業協同組合及び支所	対象経費の 10分の10以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 補助金額の増又は30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 海藻類等養殖対策支援 食害防止対策や、環境変動に適応したワカメやヒトエグサ等の改良養殖品種の導入、食害防止対策、ウニ類養殖試験に係る経費を支援								
		3 供給用マガキ種苗作出試験 供給用マガキ種苗の作出試験に要する資材の購入経費等を支援								
		4 熊本県産カキ類の販売促進に関する経費		熊本県産カキ類生産者協議会						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	14 稼げる水産業づくり推進事業	1 くまもとの魚販売力強化事業 県産水産物の流通・販売の拡大を図るために実施する都市圏・県内への販売力強化や魚食普及の取組に要する経費 (1) くまもと四季のさかな(天然魚)を軸とした販売力強化の取組に要する経費 (2) 魚食普及活動推進のため、さかな料理教室の実施に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) 熊本県鮮魚販売組合連合会 (2) 熊本県魚食普及推進協議会	対象経費の2分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 稼げる水産業づくり事業 漁村地域の活性化や漁家所得の向上を図るため、漁業者や漁協が行う6次産業化等に向けた取組に要する経費		漁業協同組合 (内水面漁業協同組合を除く)						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認申請の要 否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	15 赤潮被害緊急対策事業(令和6年度補正分)	1 代替魚等購入支援事業 (1) 赤潮被害を受けた養殖業者が、へい死した養殖魚介類(養殖共済対象魚介類に限る。)に代わる代替魚等を購入する場合において、市町が漁業協同組合を経由して、各養殖業者に対して、代替魚等の購入及び運搬に要する経費への補助を行う場合における当該補助に要する経費 (2) 漁業協同組合が行う事業実施に要する事務費	赤潮の被害が確認された日(6月22日)から事業完了の日又は3月31日まで	1 【補助事業者】 市町 【事業主体】 養殖業者、漁業協同組合	(1)(2)2分の1以内	1 事業内容の 主要な部分の 変更 2 事業費の 30%を超える 増減	有 (第9条第2項第3号 該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から起算して 1か月を経過 した日又は3 月31日のい ずれか早い日
		2 漁業環境保全活動支援事業 漁業協同組合又は養殖業者が赤潮発生を抑制するために行う、底質環境改善に資する海底耕耘等の実施にかかる経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	2 【補助事業者】 熊本県海水養殖漁業協同組合 【事業主体】 養殖業者、漁業協同組合	2 定額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認申請の要 否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	16 漁業生産資材価格高騰緊急対策事業	1 漁業資材コスト緊急低減事業 「浜の活力再生プラン」または「浜の活力再生広域プラン」(以下、「浜プラン等」という。)に基づく漁業所得向上等に寄与する資材の価格高騰に伴い増加した経費	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会 (ただし、浜プラン等を策定、または策定に取り組んでいる組合)	3分の1以内	1 事業内容の 主要な部分の 変更 2 補助金額の 増又は30%を 超える減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から起算して 1か月を経過 した日又は3 月31日のい ずれか早い日
		2 漁業経営安定対策緊急支援事業 漁業協同組合等が所有する共同利用施設における電気料金の高騰に伴い増加した経費	令和6年4月1日から令和6年9月30日まで	漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会 (ただし、浜プラン等を策定、または策定に取り組んでいる組合)	2分の1以内					無 (第19条第2号該当)

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承 認申請の要 否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	17 水産物価高騰緊急対策事業	物価高騰対策に資する共同利用施設の整備・改修等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】 沿海市町 漁業協同組合 (ただし、浜プラン等を策定、または策定に取り組んでいる組合)</p> <p>【事業主体】 沿海市町 漁業協同組合 (内水面漁業協同組合を除く) (ただし、浜プラン等を策定、または策定に取り組んでいる組合)</p>	<p>事業費の3分の1以内</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする</p>	<p>1 事業内容の主要な部分の変更</p> <p>2 補助金額の増又は30%を超える減</p>	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	18 赤潮対策緊急支援事業	1 モニタリング体制構築及び発生抑制対策等実証事業 海況観測ブイ及び携行可能な観測機器等による赤潮モニタリング体制構築の実証、各種底質改良剤、赤潮防除剤の比較試験及び貝類複合養殖等の赤潮発生抑制対策の実証等の2の事業を除く赤潮被害軽減対策の実証に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日	1 【補助事業者】 市町、県海水養殖漁業協同組合、漁業協同組合 【事業主体】 市町、県海水養殖漁業協同組合、漁業協同組合、養殖業者	定額	(1) 事業内容の主要な部分の変更 (2) 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 赤潮被害軽減対策事業 生簀の大型化並びに足し網・底枠の導入等の赤潮被害軽減対策に要する経費		2 【補助事業者】 県海水養殖漁業協同組合 【事業主体】 県海水養殖漁業協同組合、漁業協同組合、養殖業者	補助対象経費の2分の1以内 (※但し、大型生け簀の導入分についてはのみ5分の3以内)					